

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日 (金) 第 400 号 の 14



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱 (※)

(中小企業支援課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第336号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱

(鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部改正)

第 1 条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱 (昭和47年鹿児島県告示第1218号) の一部を次のように改正する。

第 6 条 の 表 中 小 企 業 振 興 資 金 の 項 中

「 青少年の雇用の促進等に関する法律 (昭和45年法律第98号) 第15条, 次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律第120号) 第13条, 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年法律第64号) 第 9 条 又 は 障 害 者 の 雇 用 の 促 進 等 に 関 す る 法 律 (昭 和 35 年 法 律 第 123 号) 第 77 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 認 定 を 受 け た 者 (以 下 「 青 少 年 雇 用 促 進 等 認 定 事 業 者 」 と い う 。) に あ つ て は , 都 道 府 県 労 働 局 長 の 認 定 通 知 書 の 写 し (運 転 設 備 資 金 の 申 込 み を 行 う 者 に 限 る 。) 鹿 児 島 県 女 性 活 躍 推 進 宣 言 企 業 (鹿 児 島 県 女 性 活 躍 推 進 会 議 か ら 女 性 の 活 躍 に 資 す る 取 組 を 選 定 し 宣 言 を 行 う 企 業 と し て 登 録 を 受 け た 企 業 を い う 。) で , か つ , 女 性 の 職 業 生 活 に お け る 活 躍 の 推 進 に 関 す る 法 律 第 8 条 第 1 項 に 規 定 す る 一 般 事 業 主 行 動 計 画 を 策 定 し た 者 (以 下 「 女 性 活 躍 推 進 宣 言 企 業 登 録 事 業 者 」 と い う 。) に あ つ て は , 鹿 児 島 県 女 性 活 躍 推 進 会 議 事 務 局 長 の 通 知 書 の 写 し 及 び 都 道 府 県 労 働 局 長 に 届 け 出 た 一 般 事 業 主 行 動 計 画 策 定 届 又 は 一 般 事 業 主 行 動 計 画 変 更 届 の 写 し (都 道 府 県 労 働 局 の 受 付 印 の あ る も の に 限 る 。 以 下 同 じ 。) (運 転 設 備 資 金 の 申 込 み を 行 う 者 に 限 る 。) か ご し ま 「 働 き 方 改 革 」 推 進 企 業 認 定 制 度 実 施 要 領 (平 成 30 年 6 月 11 日 施 行) 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 認 定 を 受 け た 者 (以 下 「 働 き 方 改 革 推 進 企 業 認 定 事 業 者 」 と い う 。) に あ つ て は , 知 事 の 認 定 証 の 写 し (運 転 設 備 資 金 の 申 込 み を 行 う 者 に 限 る 。)

を

「 鹿 児 島 県 S D G s 登 録 制 度 実 施 要 綱 (令 和 4 年 11 月 18 日 施 行) 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 登 録 を 受 け た 者 (以 下 「 鹿 児 島 県 S D G s 登

に改め, 同表小

「録事業者」という。)にあつては、知事の登録証の写し
規模企業活力応援資金の項を次のように改める。

小規模企業活力応援資金	鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し
-------------	------------------------------

第 6 条 の 表 創 業 支 援 資 金 の 項 中

「 認定特定創業支援等事業による支援を受けて事業を開始する者にあつては、市町村長の証明書	を
「 認定特定創業支援等事業による支援を受けて事業を開始する者にあつては、市町村長の証明書 鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し	に改め、同表新

事業チャレンジ資金の項及び成長企業応援資金の項中

「 青少年雇用促進等認定事業者にあつては、都道府県労働局長の認定通知書の写し 女性活躍推進宣言企業登録事業者にあつては、鹿児島県女性活躍推進会議事務局長の通知書の写し及び都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定届又は一般事業主行動計画変更届の写し 働き方改革推進企業認定事業者にあつては、知事の認定証の写し	を
「 鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し	に改め、同表事

業承継対策資金の項を次のように改める。

事業承継対策資金	鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し
----------	------------------------------

第 6 条 の 表 事 業 活 動 継 続 支 援 資 金 の 項 中

「 中小企業等経営強化法第58条第1項の規定により認定を受けた連携事業継続力強化計画に従つて対策を行う者にあつては、連携事業継続力強化計画認定通知書（変更の認定があつたときは、変更後のものを含む。）の写し	を
「 中小企業等経営強化法第58条第1項の規定により認定を受けた連携事業継続力強化計画に従つて対策を行う者にあつては、連携事業継続力強化計画認定通知書（変更の認定があつたときは、変更後のものを含む。）の写し 鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し	に改め、同表緊

急災害対策資金の項中

「 申込みを行う者が災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書	を
「 申込みを行う者が災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書 鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し	に改め、同表緊

急経営対策資金の項中

「 経済変動により売上金額が減少し、又は売上総利益の額の売上金額に占める割合（以下「売上総利益率」という。）若しくは営業利益の額の売上金額に占める割合（以下「営業利益率」という。）が低下している者にあつては、緊急経営対策資金（経済変動関連）融資対象該当申告書（別記第8号様式）	を
--	---

「 経済変動により売上金額が減少し、又は売上総利益の額の売上金額に占める割合（以下「売上総利益率」という。）若しくは営業利益の額の売上金額に占める割合（以下「営業利益率」という。）が低下している者にあつては、緊急経営対策資金（経済変動関連）融資対象該当申告書（別記第 8 号様式）
鹿児島県 SDG s 登録事業者にあつては、知事の登録証の写し

に改め、同表セ

ーフティネット対応資金の項中

「 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項各号のいずれかに該当することについて、同項の認定を受けたことを証する書類

を

「 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項各号のいずれかに該当することについて、同項の認定を受けたことを証する書類
鹿児島県 SDG s 登録事業者にあつては、知事の登録証の写し

に改め、同項の

次に次のように加える。

事業再生支援資金 鹿児島県 SDG s 登録事業者にあつては、知事の登録証の写し

第 6 条の表伴走支援型借換支援資金の項中

「 特定中小企業者にあつては、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号又は第 5 号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

を

「 特定中小企業者にあつては、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号又は第 5 号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類
鹿児島県 SDG s 登録事業者にあつては、知事の登録証の写し

に改める。

別表第 1 創業支援資金の項中

- ア 融資対象の(1)
- (イ) 女性又は 30 歳未満の者（法人であつてこれらの者が代表者であるものを含む。）
- a 鹿児島県 SDG s 登録事

「別表第 2 に定める率 (融資対象の(1)にあつては、年 0.68% (女性又は 30 歳未満の者 (法人であつてこれらの者が代表者である者を含む。)) は年 0.36%)」

を

業 者
年
0.26
%
b そ
の 他
の も
の
年
0.36
%
(イ) そ
の 他
の
a 鹿
児 島
県 S
D G
s 登
録 事
業 者
年
0.58
%
b そ
の 他
の も
の
年
0.68
%
イ 融資対
象の(2)
別表第 2
に定める
率

に改め、同表新事業チャレンジ資金の項中「青少年雇

用促進等認定事業者、女性活躍推進宣言企業登録事業者又は働き方改革推進企業認定事業者 (以下「働き方改革推進等事業者」という。)) を「鹿児島県 SDG s 登録事業者」に改め、同表成長企業応援資金の項中「働き方改革推進等事業者」を「鹿児島県 SDG s 登録事業者」に改め、同表事業活動継続支援資金の項中「0.63%」の次に「(鹿児島県 SDG s 登録事業者にあつては、年 0.53%)」を加え、同表セーフティネット対応資金の項中「0.65%」の次に「(鹿児島県 SDG s 登録事業者にあつては、年 0.55%)」を、「0.62%」の次に「(鹿児島県 SDG s 登録事業者にあつては、年 0.52%)」を加え、同表事業再生支援資金の項中

「シ 中小企
業等経営
強化法第
31条第 2
項に規定

「(2) 保証機関の保証付き借入金の残高の全部又は一部について返済条件の緩和を行っている者で、経営改善の計画を策定し、既往の借入金の借換え(新たな事業資金の追加を含む。)を行おうとするもの」

を

する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業により策定を支援した事業再生の計画

(2) 保証機関の保証付き借入金の残高の全部又は一部について返済条件の緩和を行っている者で、経営改善の計画を策定し、既往の借入金の借換え(新たな事業資金の追加を含む。)を行おうとするもの

に、「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」

に改め、「0.1%」の次に「(鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、年0%)」を、「0.48%」の次に「(鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、年0.38%)」を、「0.68%」の次に「(鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、年0.58%)」を加え、同表伴走支援型借換支援資金の項中「0.1%」の次に「(鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、年0%)」を加える。

別表第2 中小企業振興資金(融資対象が働き方改革推進等事業者であるものを除く。)の項中「働き方改革推進等事業者」を「鹿児島県SDGs登録事業者」に、「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」に改め、同表中小企業振興資金(融資対象が働き方改革推進等事業者であるものに限る。)の項を次のように改める。

中小企業振興資金 (融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものに限る。)	(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年 1.64 %	年 1.49 %	年 1.29 %	年 1.09 %	年 0.89 %	年 0.74 %	年 0.54 %	年 0.34 %	年 0.19 %	年 0.89 %
中小企業振興資金 (融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものに限る。)	(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の運転設備資金の融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年 1.49 %	年 1.37 %	年 1.21 %	年 1.04 %	年 0.84 %	年 0.74 %	年 0.54 %	年 0.34 %	年 0.19 %	年 0.84 %

別表第2 小規模企業活力応援資金(融資対象が働き方改革推進等事業者であるものを除

く。)の項中「働き方改革推進等事業者」を「鹿児島県SDGs登録事業者」に、「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」に改め、同表小規模企業活力応援資金（融資対象が働き方改革推進等事業者であるものに限る。）の項中「働き方改革推進等事業者」を「鹿児島県SDGs登録事業者」に、「令和2年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」に改め、同表創業支援資金（融資対象の(2)のうち、女性又は30歳未満の者（法人であつてこれらの者が代表者であるものを含む。）であるものに限る。）の項を削り、同表創業支援資金（融資対象の(2)のうち上記以外）の項中「のうち上記以外」を「に限る。）（融資対象が女性又は30歳未満の者（法人であつてこれらの者が代表者であるものを含む。）であるもの及び鹿児島県SDGs登録事業者であるものを除く。」に改め、同項の次に次のように加える。

(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの融資にあつては、次のとおりとする。)										
創業支援 資金（融 資対象の (2)に限 る。）（融 資対象が 鹿児島県 SDGs登 録事業 者（女性 又は30歳 未満の者 （法人で あつてこ れらの者 が代表者 であるも のを含 む。）であ るものを 除く。）で あるもの に限る。）	年 1.48 %	年 1.33 %	年 1.13 %	年 0.93 %	年 0.73 %	年 0.58 %	年 0.38 %	年 0.18 %	年 0.03 %	年 0.73 %
創業支援 資金（融 資対象の (2)に限 る。）（融 資対象が 女性又は 30歳未満 の者（法 人であつ てこれら の者が代 表者であ るものを 含み、鹿 児島県S DGs登	年 1.26 %	年 1.11 %	年 0.91 %	年 0.71 %	年 0.51 %	年 0.36 %	年 0.16 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.51 %

録事業者 であるも のを除 く。)であ るものに 限る。)										
創業支援 資金(融 資対象の (2)に限 る。)(融 資対象が 女性又は 30歳未満 の者(法 人であつ てこれら の者が代 表者であ るものを 含む。)で あり、か つ、鹿児 島県SD Gs登録 事業者で あるもの に限る。)	(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年 1.16 %	年 1.01 %	年 0.81 %	年 0.61 %	年 0.41 %	年 0.26 %	年 0.06 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.41 %

別表第2新事業チャレンジ資金(融資対象の(2)を除く。)(働き方改革推進等事業者であるものを除く。)の項中「働き方改革推進等事業者」を「融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者」に改め、同表新事業チャレンジ資金(融資対象の(2)を除く。)(働き方改革推進等事業者であるものに限る。)の項中「働き方改革推進等事業者」を「融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者」に、「令和2年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和8年3月31日まで」に改め、同表成長企業応援資金(融資対象の(1),(2)及び(3)のうち認定先端設備等導入事業者であるものを除く。)(働き方改革推進等事業者であるものを除く。)の項及び成長企業応援資金(融資対象の(1),(2)及び(3)のうち認定先端設備等導入事業者であるものを除く。)(働き方改革推進等事業者であるものに限る。)の項を次のように改める。

成長企業 応援資金 (融資対 象の(1), (2)及び(3) のうち認 定先端設 備等導入 事業者で あるもの を除く。) (融資対	(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年 1.26 %	年 1.11 %	年 0.91 %	年 0.71 %	年 0.51 %	年 0.36 %	年 0.16 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.51 %

象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものを除く。)										
成長企業 応援資金 (融資対象の(1),(2)及び(3)のうち認定先端設備等導入事業者であるものを除く。) (融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものに限る。)	(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年 1.16 %	年 1.01 %	年 0.81 %	年 0.61 %	年 0.41 %	年 0.26 %	年 0.06 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.41 %

別表第2事業承継対策資金(融資対象が働き方改革推進等事業者であるものを除く。)の項中「働き方改革推進等事業者」を「鹿児島県SDGs登録事業者」に改め、同表事業承継対策資金(融資対象が働き方改革推進等事業者であるものに限る。)の項中「働き方改革推進等事業者」を「鹿児島県SDGs登録事業者」に、「令和3年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」に改め、同表緊急災害対策資金(融資対象の(4)に限る。)の項中「。」の次に「(融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

緊急災害 対策資金 (融資対象の(4)に限る。) (融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものに限る。)	(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年 1.30 %	年 1.15 %	年 0.95 %	年 0.75 %	年 0.55 %	年 0.40 %	年 0.20 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.55 %

別表第2緊急経営対策資金の項中「緊急経営対策資金」の次に「(融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

緊急経営 対策資金 (融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものに限る。)	(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年 1.48 %	年 1.33 %	年 1.13 %	年 0.93 %	年 0.73 %	年 0.58 %	年 0.38 %	年 0.18 %	年 0.03 %	年 0.73 %

G s 登 録 事 業 者 で あ る も の に 限 る 。)										
-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 2 原油・原材料高騰等対策特別資金の項を削り、同表事業再生支援資金（融資対象の(2)に限る。）の項中「。）」の次に「（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

事業再生 支援資金 （融資対 象の(2)に 限る。） （融資対 象が鹿児 島県SD Gs登録 事業者で あるもの に限る。）	（令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。）									
	年 1.48 %	年 1.33 %	年 1.13 %	年 0.93 %	年 0.73 %	年 0.58 %	年 0.38 %	年 0.18 %	年 0.03 %	年 0.73 %

別表第 2 伴走支援型借換支援資金（融資対象の(2)に限る。）の項中「。）」の次に「（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者であるものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

伴走支援 型借換支 援資金 （融資対 象が鹿児 島県SD Gs登録 事業者で あるもの に限る。）	（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。）									
	年 0.41 %	年 0.26 %	年 0.11 %	年 0.00 %						

（鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱の一部改正）

第 2 条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱（平成 22 年鹿児島県告示第 376 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

- この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が令和 5 年 4 月 1 日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。